

第四部

第一回 参議院司法委員會會議錄第二十七号

付託事件

○刑法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○岐阜地方裁判所多治見支部を設置することに關する請願（第十一号）

○帶廣地方裁判所設置に關する陳情（第四十九号）

○刑事訴訟法を改正する等に關する陳情（第六十号）

○民法の一部を改正する法律案（内閣送付）

○家事審判法案（内閣提出、衆議院送付）

○函館市に札幌高等檢察廳支部設置に關する陳情（第四百四十号）

○法曹一元制度の実現に關する陳情（第四百四十五号）

○裁判官及びその他の裁判所職員の分限に關する法律案（内閣提出）

○農林省官制特例法案（内閣提出）

○經濟警察官の職務検査等に關する法律案（内閣送付）

○裁判官進擧法案（衆議院提出）

○裁判所法の一部を改正する等の法律案（内閣送付）

○札幌高等裁判所並びに高等檢察廳帶廣支部設置に關する陳情（第三百二十四号）

○最高裁判所裁判官國民審査法案（衆議院送付）

昭和二十二年十月二日（木曜日）午前
十時五十一分開会

○民法の一部を改正する法律案
○委員（伊藤修憲） これより委員會を開会いたします。昨日に引続きまし

て民法の一部を改正する法律案に對する質疑を繼續いたします。

○岡部常務 本日まで御説明になりました点に就いて、少しく質問をいたしたいと思います。

第一といたしましては、改正案の第一條「私權ハ總テ公共ノ福祉ノ爲メニ存ス」という條文につきましては、すでに本委員會におきまして相當深い質疑應答が行われたのであります。特に總理大臣並びに司法大臣の出席も求めまして、その答弁も得たのであります。その結果といたしまして、相當明らかにはなつたのであります。また附に落ちない点もあつたのでござい

ます。この條文は、公共の福祉といふことが主體になつておるのであります。私權はこれを守るために生れて來たといふ感じを與えられるのであります。基

本的な私權たる私權が認めらるるに至りました歴史的事実に反するのみでなく、私權が基本であつて、これを行使するに關しては、公共の福祉に反しては

いけない。又私權を公共の福祉のために常に利用する、重い責任があるといふことを規定しております。憲法第十二條及び第十三條の趣旨にも悖る感じを與えられるのであります。これが従

前の委員會におきまして、全体主義的の匂いがするとか、或いは極端に申せば、これは憲法違反ではないかといふような疑いを抱かせた点であつたとい

ふのであります。政府は、この趣旨におきまして第一條を修正せられるおつもりかどうか。又修正するとすれ

ば、どういふふうな線に沿つておやりになるつもりであるか。その点を確めて置きたいと存するのであります。

○政府委員（奥野昌一君） この点につきましては、すでに十分御議論も拜聴いたしましたのであります。政府の案といたしましては、要するに憲法の條草から申しまして、私權といふことはその字の示すごとくプライベートな權利ではあるが、これはやはり公共の福祉に反するやうな私權といふものは、要するに認められないものであつて、結局は公共の福祉のために存するのだ。言ひ換へれば、私權であるからどういふふうな利己的にこれを行使してもいいというふうなことを考へることは間違

いであり、公共の福祉に適合するやうに行使しなければならぬといふ趣旨を現わしたのが、第一條の第一項の趣旨でありまして、若しこの言葉の使ひ方が適當でないといふことでありますならば、要するに結局の趣旨は、私權だからといって自己の利益のためのみに使用してはならず、公共の福祉のために適合するやうにしなければならぬといふ趣旨が外ならないのであります。この趣旨が不適當な表現であるといふことではあります。國會においてさういふふうな適合されるやうに修正されることにつきましては、政府といたしましては、まだその点について最後の態度を決めてはおりませんけれども、大体において政府としては、何ら異議のないところであらうといふふう

に考へております。

○岡部常務 只今の御説明によりまして、従前の質疑應答を繰りに繰り返す感じがいたすのであります。これ以上この質疑を重ねるのも無用に存じますが、ただ私はこの基本的な私權といふことが、新らしい憲法においていかなる意味を持つかといふことを申し上げて、後の參考にいたしたいと思つてあります。

これはもう前に誰か委員が申し上げたこともありますが、これは日本人といふのみでなく、世界の人類の血によつて築き上げて來たところの基本的な私權であると思つております。日本の憲法においてのみでなく、これは最新の憲法における憲法に現れたところの、人類の大いなる血の犠牲の下にできたものであるといふことを考へなければならぬと存じます。將來生れる憲法にいたしまして、又それに基くところのいかなる法律、殊に民事關係の法、民法におきましては、この点が非常に大きな値打を持つたところと考へるのであります。その点から申しましたら、やはり私權といふものが自由に

なるといふやうなことでよくないと私は考へるのであります。これは一つの見解として申述べて置きたいと思つてあります。

次の点をお伺いしたい。改正案の第一條ノ二につきまして「本法ハ個人ノ尊嚴ト兩性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之を解釋スヘシ」といふ條文であります。これは憲法の第二十四條第

二項の末段にありますがそのまゝ採用したものと考へられるのであります。憲法第二十四條は婚姻、離婚、夫婦の共同生活、夫婦の財産關係等に關する原則規定であります。然るにこれを民事法全体の解釋基準とせよといふのは安當でないと思へるのであります。この点に關するお考へを伺いた

いのですが、この規定によりまして、民法の相續編、親族編その他に根本的の大改正がされなければならぬといふことは言ふまでもないことであらうといふ。そして個人、人格の尊重、法の下における國民の平等の原則といふことは、憲法の第十三條、第十四條に明示するところでありまして、この原則は民事法だけに適用するものではなくして、刑事法にも、經濟關係の法にも適用せられる性質のものであるべきであります。従つてこの原則を特に民事法の原則として掲げることが適當でないと思へられるのであります。この点もいかがでありますか。

殊にこの人格の尊嚴並びに平等の原則を民法全体の解釋の基準とせよといふのは、無用のことではないかと考へられるのであります。何となれば、憲法の趣旨、精神に反する民法の規定はすべて無効であると申さなければなら

ない。民法の規定の解釋はすべて憲法の規定を基準としてなすべきことは當然のことであるからであります。而して民法の規定の解釋について争ひのある場合は、裁判所がこれを最後の決

定をなすのであります。これは憲法の第二十四條第

す。
○岡部常君 次の点に移りますが、改正案におきましては、総則の規定中檢察官という言葉を使ひまして、檢察官と改正しなかつたように見えるのであります。第七條、第二十五條、第二十六條、第二十七條、これは檢察廳法第四十二條で改められたことになっておりますから、当然改めらるべきものだと思いますのであります。全文を書き直された親族、相続編では、檢察事を檢察官と書き改めておられるのであります。が、何かここに理由があるのであります。

○政府委員(農野健一答) お示しの通り、親族、相續編全文を口語体、平仮名体に改めましたので、その部分だけは事という言葉を使わないで檢察官と申します。その点を伺つて置きたいとしようか。

いふ言葉を使つたのでありますが、第一編から第三編までの部分は從來通り文語体で全体の改正をいたしませんでした。ところが故に、近き將來この第一編から第三編までは、更に憲法の精神によつて再検討したして、全文をやはり口語

体、平仮名に改めるつもりであります
 ので、この点はその際に譲つて、敢敢
 えず全文を書き改めた四編以下のみに
 新らしく検査官という言葉を使つたの
 で、それ以前の二編から三編までの分
 は、今度の全般改正の禁に改めるとい

うつもりであります。

○岡部常君 これはやはり先程申しましたいろいろな点に、そういう木に竹を接いだような感じもありましたよ。

が、いつそこの際お改めになつてもいい

いのにやないかと思われすか。とく
なものでしょうか。

○政府委員(奥野健一君) 勿論改める

たよるな道德の正規定、道德的な

○政府委員(奥野健一君) 勿論改める

めることにする、そういうたような新しい法律制度を、民法上認めることと、新憲法下における夫婦、親子、親族、共同生活團體のあり方を明白にするものであり、又その向上發展を期する所であり、要するに従前の家乃至家族制度は、これを揚棄しまして、新しい憲法の精神に副つたところの家族制度を法律上も認めて行つたならばどうであらうか、かように考えるのでありますが、この点について御意見を承りとうございます。

○政府委員(奥野健一君) その点は非常に重大な問題でありまして、現在のところは、やはり我が國の家庭生活、或いは家族制度、或いは實際の親族共同生活というのは、むしろ、民法を超越したものというふうに考えておるもので、むしろその關係を法律でいろいろ規定することはいかなるものであらうかというふうに考えて實際の家庭生活ということは、むしろ事實或いは國民の道義心、そういう國民性といううなものに任じていいのではないか、法律で一々その關係を、法律關係とし、探り上げて行くということとは、むしろ避けた方がいいのではないかという考えの下に、お示しの家團といったようなもの、場合によつては家というもののの中に、そういう法人格を備える一つの團體を認めて、それを社會の中心の一つの單位にして行くというふうな考え方を採らなかつたのであります。併し、それらの点は重大な問題でありますので、いづれ更に全體的な検討の際には、そういう点も余程研究いたさなければならぬというふうに考えております。

のではない。

○委員長(伊藤修君) 尊重するとされれば、そういう事実を基礎にしての法律の建前ではないのですかという意味です。

○政府委員(奥野健一君) それは法律の上に現われておりません。

○委員長(伊藤修君) 現われておりませんが、その觀念を否定しないとすれば、飽くまでも認めて行くことですね。

○政府委員(奥野健一君) 現実の姿としての家庭生活があることは、それは認めて行くわけです。

○岡部常君 次の問題に移りたいと思つております。改正案におきましては、現行民法の第七百六十八條を削除しておるのではありません。つまり七百六十八條には「姦通ニ因リテ離婚又ハ刑ノ宣告ヲ受ケタル者ハ相姦者ト婚姻ヲ爲スコトヲ得ス」という規定を廢し、削除しておりますのであります。これは刑法改正案が姦通罪を廢止することを前提とするものであるのは勿論であると思うのであります。右刑法の改正案がいかになるか、國家においていかに取扱われるかということによつて決せられる問題であります。假に右刑法改正案で姦通罪が廢止されたとしたとしても、姦通で不良行爲をしたものとして離婚の判決を受けた、これは改正民法離婚におきましては七百七十條第一項になります。相姦者と婚姻をなすことを許すのは、いわゆる姦夫姦婦の行爲を是認する結果となるのであります。少くとも風教を害するものと認むべきものであります。相姦者との婚姻は、公序良俗に反する行爲として、法律上無効と解するのが正當であると信ずるのであります。かかる行爲は法律が

特に禁止することを明らかにして置くのがよいと思はれるのでありますが、この点に關する御意見を伺いたい。

○政府委員(奥野健一君) 刑法におきまして、いわゆる姦通罪の廃止という改正の建前で参りましたので、民法におきましてはただ妻の姦通だけを離婚の原因にしているという現行法の建前は、両性の平等に反するものであるというところから、夫婦の一方に不貞の行爲があれば、それは廣く男女を問はず離婚の原因になるということにいたしましたわけであります。そこで不貞行爲があつたということで離婚した場合に、その不貞行爲の種類が姦通であつたというふうな場合は、その相姦者同士、の婚姻を禁止するかどうかという問題になるわけですが、今回の民法の改正では、不貞行爲と廣く言いましたので、相姦、姦通のみを意味してゐない、廣くなつたという理由と、又一方刑法において姦通罪というものが廃止されますと、判決で相姦者誰と誰との間における姦通というふうなことがはつきりする機会がないというふうなこともなります。ただ判決もないのに、相姦者の婚姻を禁止するということはちよつと実行ができないという点、及び元來姦通の場合、離婚しておきながら更に相姦者の婚姻を禁止するということはい、わば復讐的な感情というふうなものも多分に入つて参る、そういう場合に一番困るのは、その相姦者間に生まれた子供が、父母の婚姻間ができないということになると、どうしても嫡出の子になり得ない、なる機会がなくなるといふことになつて、むしろ罪のない子供を非常に悲惨な状態に陥れしめるといふようなこともあり

に陥れしめるといふようなこともあり

後婦人の地位が法律的に非常に向上して参るという場合には、夫婦が婚姻に入る前に、予めそういうふうな財産についての契約をいたすこともあらうというふうに考えまして、これは從來通り一應残したのであります。そこで若しこれが段々利用されるというふうになります場合には、この点について更に尚検討を加えなければならぬという考えを持っております。どういふふうにならうかといふことは、他の外國の立法例等に詳しい規定がありますので、そういう点も参酌して参りたいと思ひますが、只今仰せになつたように、要するにこの考え方は婚姻生活に入つてからでは、これは夫婦の愛情というふうな、或いは實際上のいふ／＼な感情から、公正を保つことができない。そこで夫婦間の契約はいつでも取消しをすることができるといふふうな、夫婦間においてはそういう法律的にやましいことを言わな

いということになつておりますので、どうしても夫婦になる前に、そういう契約をはつきりして、動かせないようにな、特別なことのない限り変更ができないといふふうな、七百五十八條によつて変更のできないようになつて置かなければならないという考えは、まあ適當であらうと思ひますが、それを必ず登記をすることにするか、或いはまあ第三者の關係を見ると、やはり附議を必要とするように考えます。併し夫婦間の間であれば、公正証書ぐらいでよいのではないかということも考えられます。殊に又只今お話のありましたように、家事審判所というものができまして、夫婦財産契約の変更といふようなことについても、家事審判

午後零時十二分散會
出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 大野 幸一君
大野 秀次郎君
奥 主一郎君
水久保基作君
鈴木 順一君
岡部 常君
松村眞一郎君
山下 義信君
阿竹齊次郎君
西田 天香君

政府委員
司法事務員(民事局長)
奥野 健一君

昭和二十二年十一月十一日印刷

昭和二十二年十一月十二日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局